

みんなで支え合うために

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、皆さんが納める保険料と、国の負担金などを財源に運営しています。
介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、
保険料は必ず納めましょう。

保険料を納める人

65歳になった月（誕生日の前日）が属する月）分から保険料を納めます。

40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乘せされています。

保険料の決まり方

令和6～8年度の3年間に、かかる、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した額を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます（別表）。

保険料の納め方

年金から天引きする特別徴収と、口座振替か納付書で納める普通徴収があります。

●特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、受給

する年金から保険料が天引きされます。

●普通徴収（口座振替、納付書）

年金が年額18万円未満の人は普通徴収になります。口座振替が市から届く納付書で納めてください。

納付は口座振替が原則です。

納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。

年金が年額18万円以上の人でも、次のときは一定の期間、普通徴収になります。

○年度途中で65歳になった

○年度途中でほかの市区町村から転入した

○修正申告などで所得段階が変更になった

○年金差し止めなどで年金の支給が一時停止された

納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月中旬に届くので、内容を確認してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書が届きます。

保険料の納付先・納付期限

市役所、金融機関、郵便局、コンビニ、スマホ決済アプリで納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回、納付期限は各月の末日（12月は25日）です。

※納付期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の

一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。

保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなった場合も、

相続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

62・5308

【別表】所得段階ごとの介護保険料（令和7年度）

所得段階	対 象	保険料率	保険料額	
			年 額	月 額
第1段階	生活保護受給者			
第2段階	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者、合計所得+課税年金収入額が80万9千円以下の人	基準額×0.285	18,810円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が80万9千円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	32,010円
第4段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	45,210円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万9千円以下の人	基準額×0.9	59,400円
第6段階		合計所得+課税年金収入額が80万9千円を超える人	基準額	66,000円
第7段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	79,200円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	85,800円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	99,000円
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	112,200円
第11段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	125,400円
第12段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	138,600円
第13段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	151,800円
第14段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	158,400円